

議案説明書

上下水道局 下水道課

提出議会：令和6年第3回定例会

1 案件名

議案第64号 佐野市下水道条例の改正について

2 概要

国のアナログ規制の見直し及び下水道法施行令の改正に伴い本条例を改正する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1) 第7条の2第2項第2号において、排水設備指定工事店の指定を受ける際に、他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を記載した書類の提出をしなければならない規定を追加する。
- (2) 第7条の2第3項第2号において、排水設備指定工事店の指定を受けようとする個人に対する提出書類として定めていた住民票の写しを在留カード又は特別永住者証明書の写しでも可とする規定を追加する。
- (3) 第7条の2第3項第4号及び第7条の3において、責任技術者に係る規定を専属から選任によるものに改める。
- (4) 第7条の4において、排水設備指定工事店が、営業所ごとに専属させるものとしていた責任技術者を栃木県内における他の営業所では兼任することを妨げないものに改める。
- (5) 第9条及び第10条の漢字にルビを振る改正を行う。
- (6) 第11条において定めている除害施設の設置等に係る基準において、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

4 その他の事項

施行日 公布の日（第11条の規定は、令和7年4月1日）